

浜松市上下水道部臨時給水取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水道法(昭和32年法律第177号)第6条第1項に規定する水道事業経営の認可を受けた者が経営する給水区域内において、水道事業の責任範囲外で緊急に臨時給水が必要となる場合及び給水区域外(浜松市特定未普及地域における給水事業要綱に規定する地域を除く)に居住する者から臨時給水の申込みがあった場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 臨時給水は、浜松市内において、非常災害時を除いた通常時に、次の各号に掲げる事由により臨時給水の必要が生じ、かつ他に給水の方法がない場合に適用する。

(1) 井戸等における施設の故障

(2) 使用水源の枯渇

(3) 地下水汚染等により飲料水が使用不可能となった場合又はその恐れが生じた場合

2 前項に規定する場合のほか、管理者が必要と認めるときは臨時給水を行うものとする。

(申込み手続き)

第3条 臨時給水を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、臨時給水申込書(別記様式)を水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

(経費の負担)

第4条 臨時給水に係る経費は、申込者又は地下水汚染等の原因者が全額を負担して支払うものとする。

(経費の算定)

第5条 臨時給水に係る経費は、第2項に規定する給水料金、第4項に規定する労力費及び第6項に規定する諸経費を加えた額に、当該額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を合算して得た額とする。この場合において、当該合算して得た額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

2 給水料金は、1立方メートルあたり200円に給水量を乗じて得た額とする。

3 前項の給水量の算定に用いる水量は、給水量が2立方メートルに満たない場合は1立方メートルとし、給水量が2立方メートル以上のときは、1立方メートル未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。

4 労力費は、臨時給水申込日の前々年度の水道事業決算における勤務1時間当たりの給料の額(職員1人当たりの平均額)に、臨時給水に要した時間、出勤人員及び第7条に定める割増率を乗じて得た額とする。

5 前項の労力費の算定に用いる臨時給水に要した時間は、1時間に満たない場合は1時間とし、1時間以上に端数があるときは、その端数が30分に満たない場合は

切り捨て、30分を超えた場合は切り上げる。

6 諸経費は、給水料金及び労力費を合計した額に100分の10を乗じて得た額とする。

(経費の納付期限)

第6条 臨時給水に係る経費は納入通知書により、請求日の翌月末日までに納付しなければならない。

(給水日時等)

第7条 申込者に給水する日は、管理者が必要と認める日において行うものとする。

2 労力費の割増率は、次の各号に定める時間帯に応じてそれぞれ各号に定めるとおりとする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日に給水する場合(ただし、正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)

ア 午前8時30分から午後5時15分までの割増率 100分の100

イ 午後5時15分から午後10時までの割増率 100分の125

ウ 午後10時から翌日午前0時までの割増率 100分の150

エ 午前0時から午前5時までの割増率 100分の150

オ 午前5時から午前8時30分までの割増率 100分の125

(2) 前号に掲げる日以外に給水する場合

ア 午前8時30分から午後10時までの割増率 100分の135

イ 午後10時から翌日午前0時までの割増率 100分の160

ウ 午前0時から午前5時までの割増率 100分の160

エ 午前5時から午前8時30分までの割増率 100分の135

(損害賠償)

第8条 申込者は、給水を受けた後に発生した水質事故等に対する損害の賠償を管理者に請求することができないものとする。ただし、管理者の責めに帰すべき理由により申込者に損害を与えたときには、直ちにその損害を申込者に賠償するものとする。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年6月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

平成 年 月 日

臨時給水申込書

(あて先)
浜松市水道事業及び
下水道事業管理者

〒
住 所
申込者
氏 名

次のとおり臨時給水を申込みします。
なお、臨時給水に係る経費は、下記の者が支払いいたします。

記

理 由		
期 間		
必要水量	m ³	20 L ポリタンク 個
給水場所	浜松市 区	
経費等の請求先	住 所	
	氏 名	